

明石市介護・障害福祉分野資格取得支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス等事業所に従事する人材の確保並びに介護サービス等事業所の従業者の資質及び専門性の向上を図るため、対象研修の受講料及び対象試験の受験料の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象研修 別表1に掲げる研修（第3条第1号アに規定する資格取得支援助対象従業者又は同条第2号に規定する個人対象者がそれぞれ初めて受講するものに限る。）であって、第5条第1項の規定による申請（以下「交付申請」という。）を行った日（以下「申請日」という。）前1年以内に実施されたものをいう。
- (2) 対象試験 別表2に掲げる試験であって、申請日前1年以内に実施されたものをいう。
- (3) 介護サービス等事業所 別表3に掲げる事業所をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 次のア及びイのいずれにも該当する介護サービス等事業所の設置者（以下「法人対象者」という。）
 - ア 資格取得支援助対象従業者（対象研修を修了した、又は対象試験を受験した当該介護サービス等事業所に勤務する従業者をいう。以下同じ。）の修了した対象研修の受講料（教材費を含む。以下同じ。）又は受験した対象試験の受験料の額の4分の3以上の額を負担していること。
 - イ 申請日において、国、他の地方公共団体等から助成金と類似の助成を受けていないこと、又は助成を受ける予定がないこと。
- (2) 次のアからエまでのいずれにも該当する者（公益的法人等への明石市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第23号）第2条第1項の規定により介護サービス等事業所に派遣されている者又は派遣されることが決定している者を除く。以下「個人対象者」という。）
 - ア 介護サービス等事業所に勤務していること又は勤務することが決定して

いること。

イ 受講料の全部若しくは一部を負担して対象研修を修了していること又は受験料の全部若しくは一部を負担して対象試験を受験していること。

ウ 申請日において、国、他の地方公共団体等から助成金と類似の助成を受けていないこと、又は助成を受ける予定がないこと。

エ 勤務する介護サービス等事業所の設置者が、交付申請に係る対象研修の受講料又は対象試験の受験料の額の4分の3以上の額を負担していないこと。

(助成金の額)

第4条 法人対象者に交付する助成金の額は、資格取得支援対象従業者1人につき当該資格取得支援対象従業者が受講した対象研修の受講料又は受験した対象試験の受験料の額のうち、当該法人対象者が負担した額に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は6万円のいずれか低い額とする。ただし、別表1のアに掲げる対象研修に係る助成金の額については、資格取得支援対象従業者1人につきその者が受講した当該研修の受講料のうち、当該法人対象者が負担した額の全額又は10万円のいずれか低い額とする。

2 前項の助成金（別表1のア及びオからオまでに掲げる対象研修に係る助成金を除く。）の額の合計は、一の介護サービス等事業所につき、1年度当たり40万円を上限とする。

3 個人対象者に交付する助成金の額は、当該個人対象者が受講した対象研修の受講料又は受験した対象試験の受験料の額のうち、当該個人対象者が負担した額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は6万円のいずれか低い額とする。ただし、別表1のアに掲げる対象研修に係る助成金の額については、個人対象者が受講した当該研修の受講料のうち、当該個人対象者が負担した額の全額又は10万円のいずれか低い額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、明石市介護・障害福祉分野資格取得支援助成金申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる交付申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 対象研修の受講料に係る交付申請 次のアからオまでに掲げる書類

- ア 対象研修の受講料を支払ったことを証する書類
- イ 対象研修を修了したことを証する書類
- ウ 法人対象者にあつては、対象研修の受講料の額の4分の3以上の額を負担していることを証する書類
- エ 介護サービス等事業所に勤務していること又は勤務することが決定していることを証する書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 対象試験の受験料に係る交付申請 次のアからオまでに掲げる書類

- ア 受験票の写し
- イ 試験結果通知書の写し
- ウ 法人対象者にあつては、対象試験の受験料の額の4分の3以上の額を負担していることを証する書類
- エ 介護サービス等事業所に勤務していること又は勤務することが決定していることを証する書類
- オ その他市長が必要と認める書類

2 法人対象者は、複数の資格取得支援対象従業者に係る助成金をまとめて申請することができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成金の交付の決定をしたときは明石市介護・障害福祉分野資格取得支援助成金交付決定書により、交付しないことを決定したときは明石市介護・障害福祉分野資格取得支援助成金不交付決定書により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をした場合は、申請者に対して助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 国、他の地方公共団体等から助成金と類似の助成を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が適当でない者と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに

係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和元年8月26日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (令和3年4月21日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の明石市介護・障害福祉分野資格取得支援助成金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和4年4月1日以降の交付申請（改正後の要綱第5条の規定による申請をいう。）に係る助成金の交付について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、令和4年3月31日以前に行われた対象試験（改正後の要綱第2条第2号に規定する対象試験をいう。）の受験料は、改正後の要綱による助成金の交付の対象としない。

附 則 (令和4年7月15日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (令和6年3月7日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条第1号及び第2号、第3条第1号ア、同条第2号イ、第4条第2項並びに別表1（チに係る部分に限る。）の改正は制定の日から、別表3（コに係る部分に限る。）の改正は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の明石市介護・障害福祉分野資格取得支援助成金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）別表1の規定は、令和6年4月1日以後に対象研修（改正後の要綱第2条第1号に規定する対象研修をいう。以下同じ。）を修了した者に係る助成金の交付について適用し、同日前に対象研修を修了した者に係る助成金の交

付については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2 条関係)

都道府県若しくは市町村又はこれらに指定若しくは委託された機関が行う次に掲げる研修

ア 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を履修するための研修

イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において 6 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修

ウ 介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程を履修するための研修

エ 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 4 条第 2 項に規定する喀痰吸引等研修

オ 平成 18 年 3 月 31 日老発第 00331010 号厚生労働省老健局長通知「認知症介護実践者等養成事業の実施について」による「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に規定する認知症介護基礎研修

カ 国要綱に規定する認知症介護実践者研修

キ 国要綱に規定する認知症介護実践リーダー研修

ク 国要綱に規定する認知症対応型サービス事業開設者研修

ケ 国要綱に規定する認知症対応型サービス事業管理者研修

コ 国要綱に規定する小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

サ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 69 条の 2 第 1 項に規定する介護支援専門員実務研修

シ 介護保険法施行規則第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修

ス 介護保険法施行規則第 113 条の 16 第 1 項に規定する研修

セ 平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について」による「地域生活支援促進事業実施要綱」に規定する強度行動障害支援者養成研修

ソ 平成 31 年 3 月 27 日障発 0327 第 19 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」による「医療的ケア児等総合支援事業実施要綱」（以下「医療ケア要綱」という。）に規定する医療的ケア児等支援者養成研修

タ 医療ケア要綱に規定する医療的ケア児等コーディネーター養成研修

- チ 定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「国告示」という。）
第1条第3号に規定する居宅介護職員初任者研修
- ツ 国告示第1条第5号に規定する重度訪問介護従業者養成研修
- テ 国告示第1条第6号に規定する同行援護従業者養成研修
- ト 国告示第1条第7号に規定する行動援護従業者養成研修
- ナ 兵庫県移動支援従業者養成研修事業者指定要綱（平成18年10月1日制定）
2(1)に規定する全身性障害者移動支援従業者養成研修

別表2（第2条関係）

- ア 社会福祉士及び介護福祉士法第5条に規定する社会福祉士試験
- イ 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第1項に規定する介護福祉士試験
- ウ 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第5条に規定する試験
- エ 公認心理師法（平成27年法律68号）第5条に規定する試験

別表3（第2条関係）

- 市内に所在し、かつ、次に掲げる事業を行っている事業所
- ア 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業
- イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業
- ウ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業
- エ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
- オ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業
- カ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業
- キ 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業
- ク 明石市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年3月28日制定）第3条第1項第1号ア、ウ及びオからキまでに掲げる事業
- ケ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業
- コ 障害者総合支援法第5条第19項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- サ 障害者総合支援法第77条第1項に規定する地域生活支援事業又は同条第5項に規定する障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業
- シ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業
- ス 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業

(改正)

セ 明石市障害者小規模通所施設運営補助金交付要綱（昭和63年3月29日制定）第2条第1号に規定する障害者小規模通所事業